

(令和 2 年度委託研究)

「貸金関連統計の比較検証」

< 概要 >

令和2年4月17日

総務省統計委員会担当室

統計委員会担当室が実施する「調査研究」

統計委員会

「統計委員会の専門性や公平性・中立性を維持しつつ、自立的・機動的に課題設定等を行えるようにするため、国際動向等の情報収集機能や研究機能、各方面からの要望把握機能を強化する」

(平成29年「統計改革推進会議最終取りまとめ」)



- ・パイロット的な研究
- ・複数省庁にまたがる横断的課題の研究に注力。



調査研究の結果は「企画部会」で議論

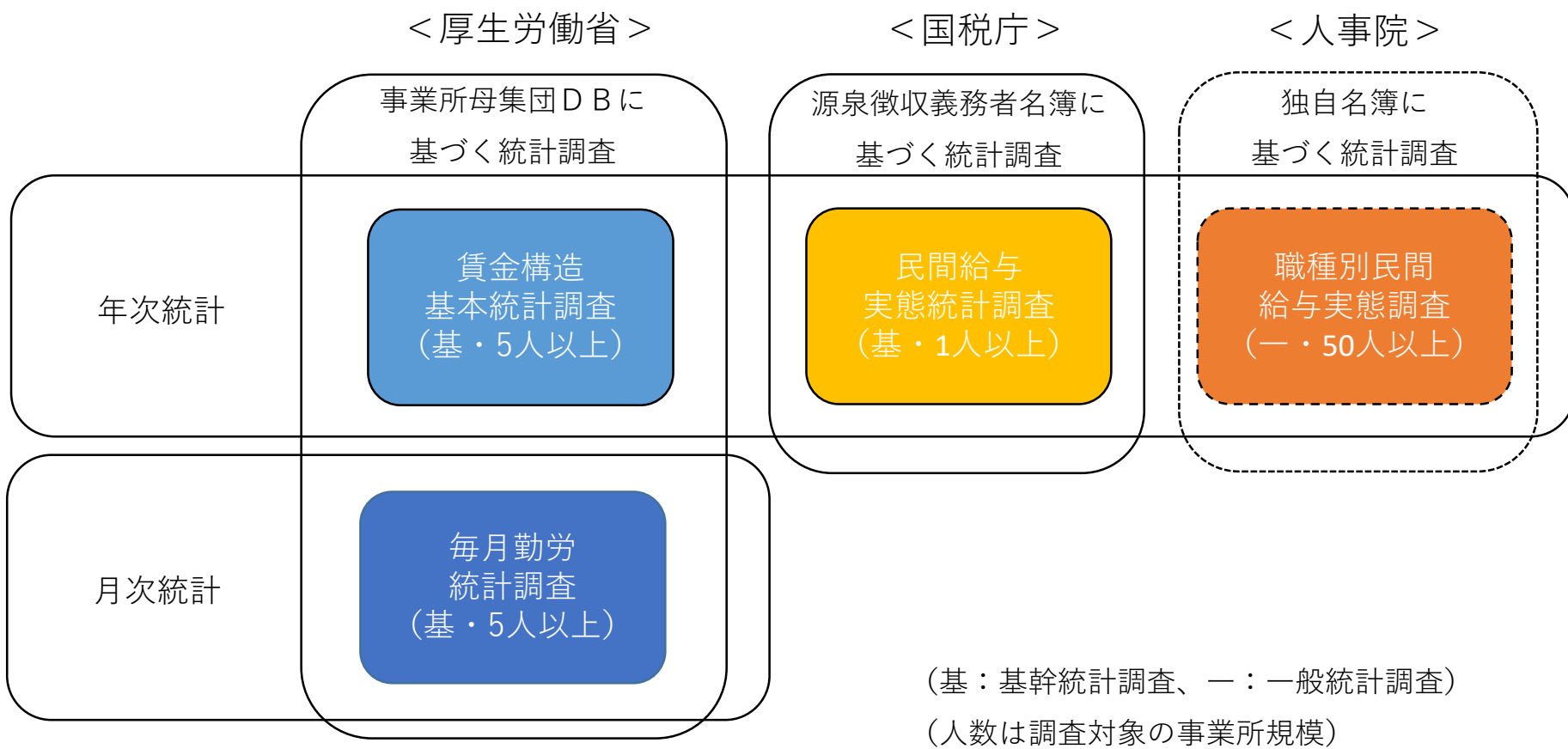
統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項のうち特に重要な事項、基幹統計を作成する機関に対する協力要請に関する事項、三以上の部会に関連する横断的な課題に関する事項、及び他の部会の所掌に属さない事項

過去の委託研究

平成20年度	事業所・企業についての統計の体系的整備に関する海外現地調査
平成21年度	経済統計の体系的整備に関する調査
平成22年度	ワークライフバランスの状況の把握を視野に入れた統計の体系的整備に関する調査
平成23年度	日本におけるパネルデータの整備に関する調査
平成24年度	統計データの補完推計に関する調査
平成25年度	統計の作成、提供等における情報通信技術の活用に関する調査
平成26年度	公的統計におけるビッグデータの活用に関する調査
平成27年度	公的統計における行政記録情報の活用に関する調査研究
平成28年度	サービス統計再構築に関する調査研究 匿名データの利用改善に向けた調査研究
平成29年度	政府統計の利活用状況及び民間における統計の作成状況に関する調査研究
平成30年度	不動産パネルデータベースの構築及びデータ分析に関する調査研究
令和元年度	不動産パネルデータベースの構築及びデータ分析に関する調査研究（第2期）

令和 2 年度の委託研究：賃金関連統計の比較検証

我が国には賃金関連を調査する統計として、主として以下の 4 統計が存在



各統計は、作成目的が異なることなどから、母集団、対象範囲、調査方法、公表頻度、表章区分などが相違

- ⇒ 統計間の直接比較が難しく、利用者への丁寧な情報提供が求められる
- ⇒ 調査方法（標本抽出方法）に偏りがある可能性が指摘されている

最近の諮問審議で示された課題

賃金構造基本統計調査

(諮問第127号：平成31年4月26日、諮問第132号：令和元年9月30日)

- 毎月勤労統計調査と本調査とは、推計方法が異なることに留意しつつ、適切な比較・分析を行うほか、集計値を用いた比較に加え、同一事業所の個票を抽出して比較することについても検討（答申）
- 賃金水準に関する類似統計である「職種別民間給与実態調査」及び「民間給与実態統計調査」との比較については、人事院及び国税庁と調整の上で、各調査の目的・役割や調査方法等の相違点等について、厚生労働省ホームページに早期に掲載し、情報提供することを検討（答申）

民間給与実態統計調査

(諮問第122号：平成31年3月18日)

- 類似する統計調査の正規・非正規別の割合と差異が生じているとの指摘もあることから、源泉徴収義務者に委ねられている給与所得者の抽出に関する実態把握や、類似統計調査との差異に関して検証（答申）
- 国税庁が保有するデータを活用するなどして、無回答票に偏りが生じているかを検証（答申）
- 今の産業統計あるいは事業所母集団データベースとこのK S K（注：独自の母集団情報）というのは、どういう点で整合していて、どういう点で整合していないのかというのは、どこかの段階で調べるべきなのではないか（委員ご発言、平成31年2月13日、人口・社会統計部会）

複数統計にまたがる課題が散見

⇒ 統計委員会担当室が中心となり、関係府省間で情報を共有するメリット

本研究では、**3つの基幹統計調査（毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査、民間給与実態統計調査）**を中心に据え、それらの調査票、及び調査名簿を利用して分析を実施する。

その上で、各賃金関連統計の比較や、**母集団情報や行政記録情報**に関連する検討を行う。

1. 調査対象の比較
2. サンプルの偏りの有無
3. 調査対象の回答状況（未回答の背景）
4. 母集団情報の比較検証
5. 行政記録情報の活用可能性の検討
6. 品質固定された賃金指数の試算

検討課題 1. 調査対象の比較

賃金構造基本統計調査

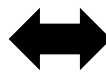
- 従業員数5人以上の事業所
- 一般労働者と短時間労働者
- 正社員・正職員とそれ以外の者



民間給与実態統計調査

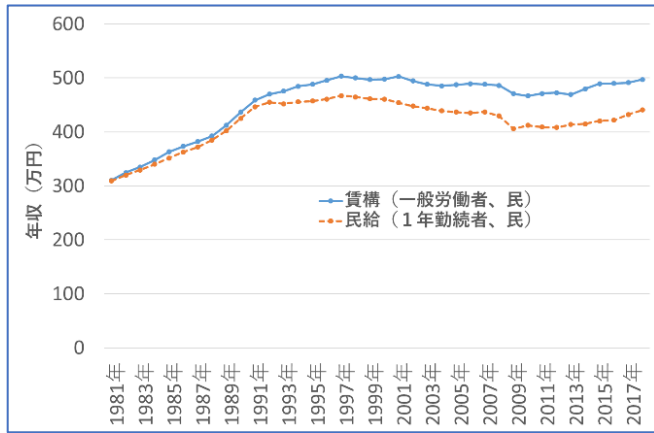
- 従業員数1人以上の事業所
- 1年を通じて勤務した給与所得者と1年未満勤続者

賃金構造基本統計調査



職種別民間給与実態調査

- 企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上
- 常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者（公務と類似する職種に該当する者に限る。）
- 母集団は約5.8万事業所



(注) 賃金構造基本統計調査の年収＝
決まって支払われる現金給与額×12＋特別給与額

(月収、千円)	(A)賃金構造基本調査		(B)職種別民間給与実態調査	
	きまって支給する給与 (平成30年6月分)	年齢	きまって支給する給与 (平成30年4月分)	年齢
医師	890.8	40.9	1,001.6	47.7
歯科医師	659.6	37.3	692.7	44.6
薬剤師	379.9	38.6	378.0	37.3
看護師	331.9	39.3	357.4	39.1
准看護師	280.2	49.2	301.6	45.8
診療放射線・診療エックス線技師	348.6	38.5	388.2	41.0
臨床検査技師	319.9	39.7	364.5	41.8
栄養士	239.6	35.0	281.3	37.2
大学教授	661.1	57.4	721.0	57.1
大学准教授	543.4	48.1	596.2	48.6
守衛	215.8	59.2	349.1	51.0
自家用乗用自動車運転者	236.6	56.9	346.1	49.1
用務員	212.2	55.6	269.2	51.4

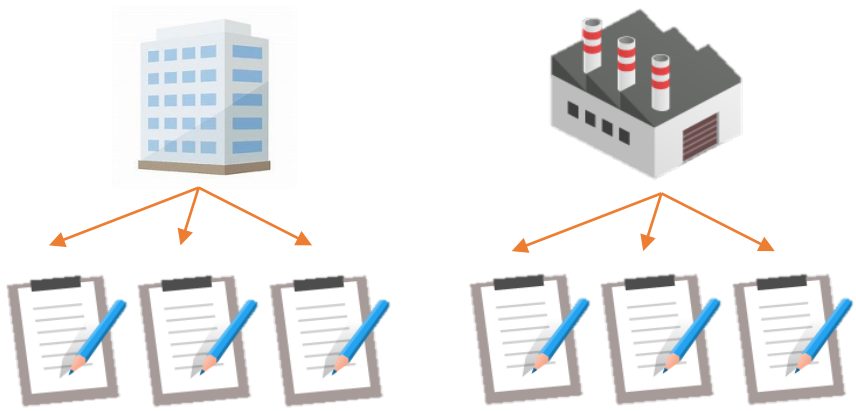
検討ポイント

- 属性情報を調整して、集計結果の差異の縮小を図るほか、差異の要因を分析する。
- 各統計の特徴、類似点・相違点などを整理する。

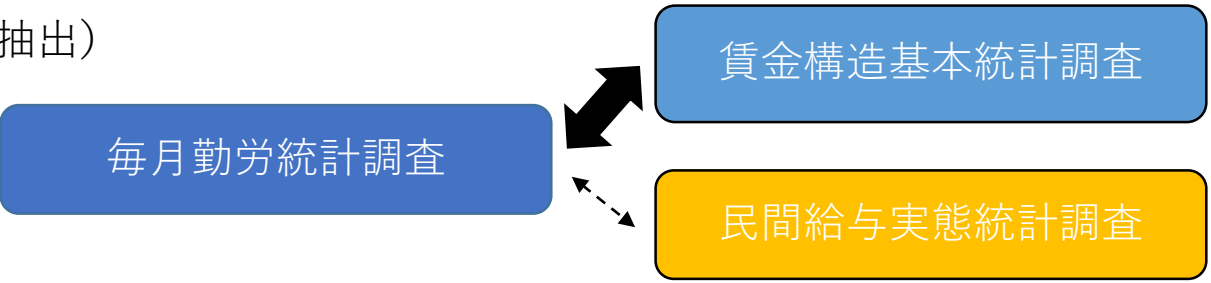
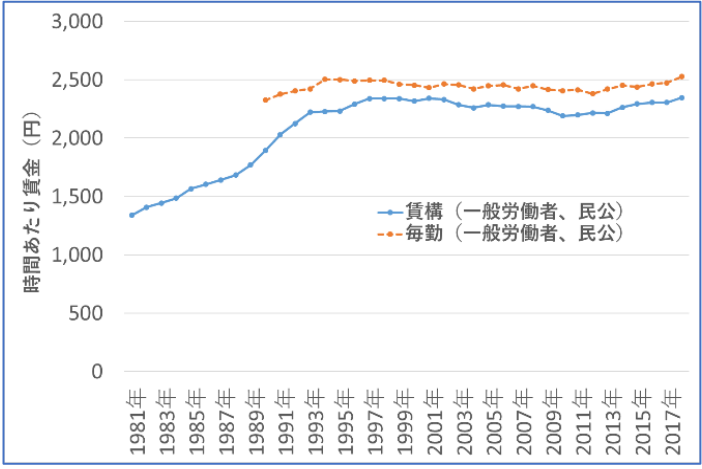
検討課題 2. サンプルの偏りの有無

賃金構造基本統計調査と民間給与実態統計調査では、個人票の抽出は各事業所に委ねられている

事業所（調査実施者が抽出）



個人票（事業所が抽出）

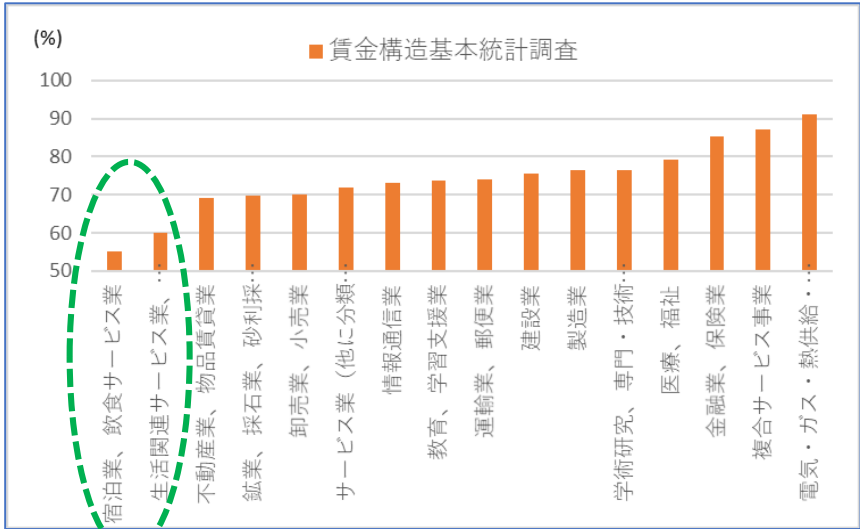
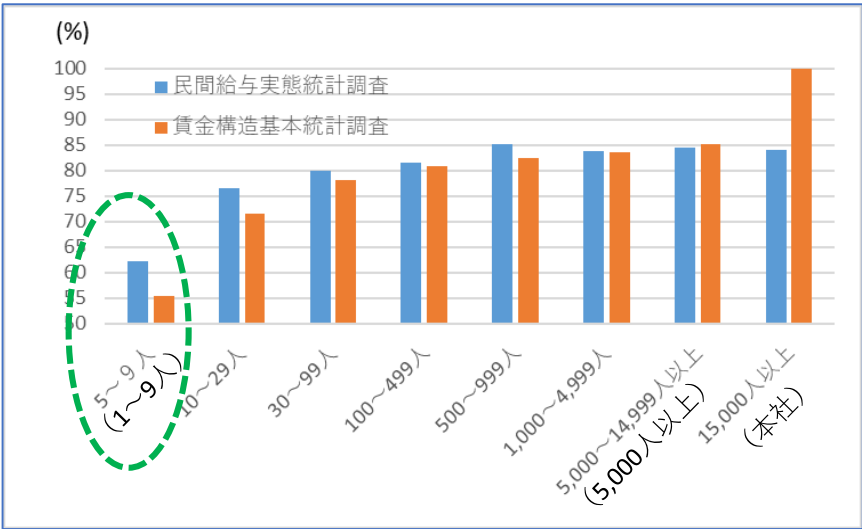


検討ポイント

- 個別事業所毎に、毎月勤労統計調査（賃金総額÷労働者数）の一人当たり賃金と比較
⇒ 労働者の年収分布の偏り（高収入層の抽出が少ないなど）の有無を検証
- 非正規労働者の比率など、労働者分布の偏りの有無を検証

検討課題 3. 調査対象の回答状況

有効回答率の現状



(注) 1 横軸は賃金構造基本統計調査の区分。民間給与実態統計調査の最小区分は1~9人、最大区分は本社（上から2番目は5,000人以上）
2 就業構造基本統計調査は平成30年、民間給与実態統計調査は平成28年度。

毎月勤労統計調査

賃金構造基本統計調査

民間給与実態統計調査

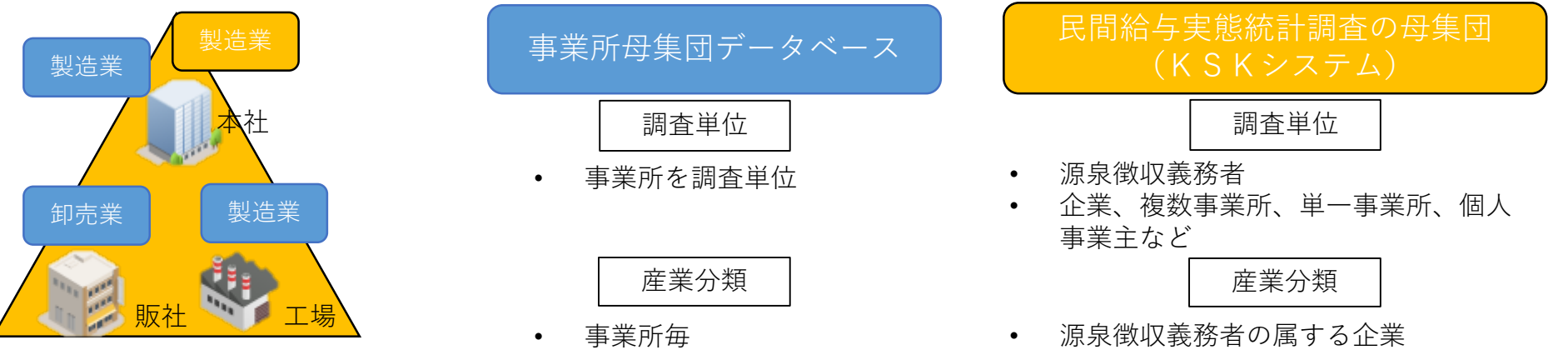
検討ポイント

回収率の差は、規模による負担感の違いや業種固有の要因（開廃業率等）のほか、様々な理由が考えられる。

⇒ 属性毎の回答状況を時系列及び統計横断的に比較し、背景を分析

検討課題 4. 母集団情報の比較検証

①事業所母集団データベースと源泉徴収義務者名簿の違い



②賃金統計の体系



- 近年増加傾向にあるフリーランス等の個人事業主については、従業員を雇用することなく、個人事業主本人のみで事業を営んでいる場合は源泉徴収義務者には該当しないため、従事員1人以上の事業所を調査する民間給与実態統計調査でもカバーされない。

検討ポイント

- 調査単位の違いが集計結果に及ぼす影響についての整理
- 同一事業所の産業分類が統計によって異なる場合の影響についての整理
- 賃金統計の体系に関する課題の整理

検討課題 5. 行政記録情報の活用可能性の検討

統計調査を巡る実施環境が厳しさ（回答率の低下、調査人員の確保等）を増す中、行政記録情報の活用は引き続き重要なテーマ

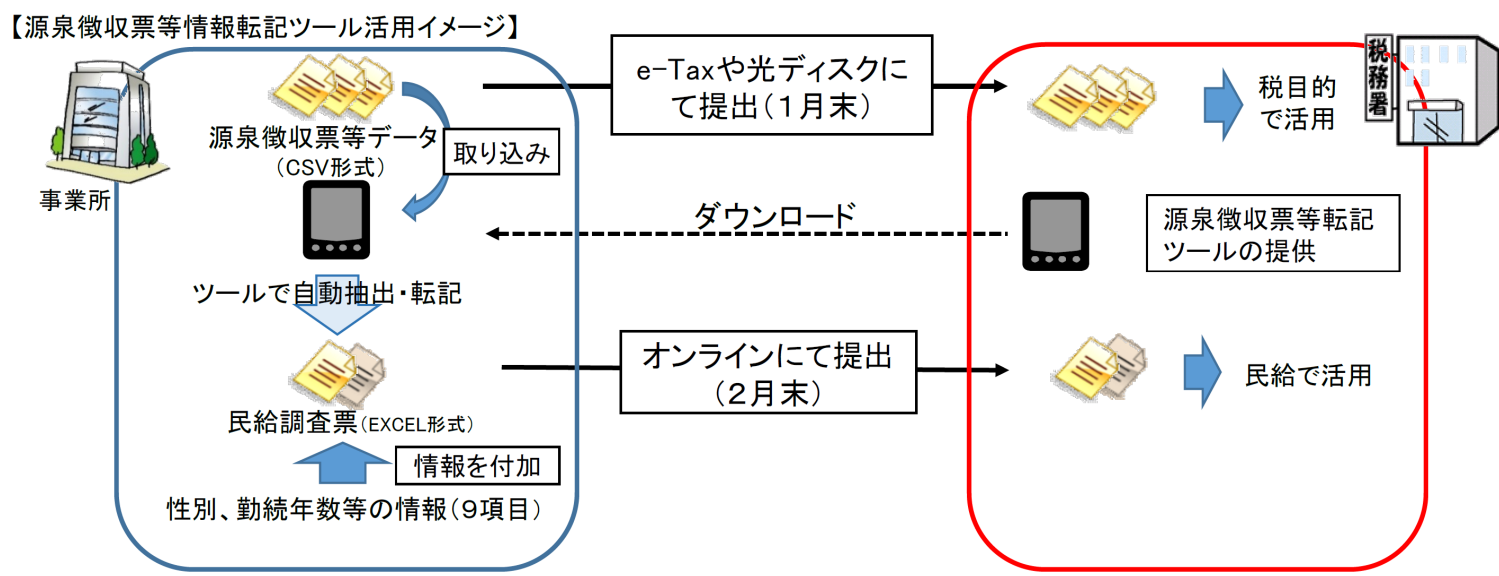
- 「統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、**行政記録情報等の統計作成への活用**を通じた研究・検討を推進する。」（第3期基本計画、67ページ）
- 「公的統計を所管する各府省及び総務省において、**税務情報や不動産登記情報などの行政記録情報等の統計への二次的な活用の促進**を検討する。（経済財政運営と改革の基本方針2019、55ページ）
- 「既存の統計の補完や代替、母集団情報の整備に活用できる**行政記録情報や業界統計等の民間統計について、今後3年間で集中的な洗い出しを行うとともに、速やかに試行的な活用を行い、5年以内に可能な限り実装**します。」（統計改革推進会議統計行政新生部会「統計行政の新生に向けて」、43ページ）

一方、行政記録情報だけでは政策に必要な情報を得られず、追加的に属性情報を把握するため、統計調査が必要となる場合も少なくない

- また、国税庁が保有する行政記録情報（源泉徴収関係情報）では、給与等の収入金額が500万円以下の者については、「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」により、源泉徴収義務者ごとの（500万円超の者を含めた）合計値のみを把握しており、該当する個人別の情報は把握していないため、統計調査が必要となっている。

検討課題 5. 行政記録情報の活用可能性の検討<続>

国税庁では、報告者負担軽減の観点から、令和元年分調査から源泉徴収票等情報を転記できるツールを提供（報告者側に保存された行政記録情報を活用して負担を軽減）



【第5回評価分科会 資料5（令和2年1月27日）より抜粋】

検討ポイント

行政記録情報の活用拡充に向けた検討

- ⇒ 民間給与実態統計調査の転記ツールの利用による統計面への影響（回答率、正確性など）確認
- ⇒ 国税庁の行政記録情報（源泉徴収関連情報）を、民間給与実態統計調査やその他の賃金関連統計に更に活用していく上での課題の整理

検討課題 6. 品質固定された賃金指数の試算

現行賃金統計の一人当たり平均賃金は、いずれも、労働者の変化を含んだ単純平均値

(賃金の算出式<県別、ローテーション別、悉皆抽出等の詳細は省略>)

毎月勤労統計調査

$$\text{一人当たり賃金} = \frac{\sum_n d_{ij} a_n}{E_{ij}}$$

産業*i*、規模*j*層の*n*番目の事業所
d_{ij} : *n*番目の事業所の抽出率逆数
a_n : *n*番目の事業所の現金給与総額
E_{ij} : *ij*層の推計労働者数

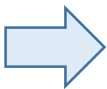
賃金構造基本統計調査

民間給与実態統計調査

$$\text{一人当たり賃金} = \frac{\sum_{i=1}^N x^i F_i}{\sum_{i=1}^N F_i}$$

xⁱ : 事業所の*i*番目の労働者の賃金
F_i : *i*番目の労働者の事業所抽出率の逆数 × 労働者抽出率の逆数
N : 事業所の標本労働者数

①同一属性の個人の賃金が引き下げられる場合、②短時間労働者やパート・アルバイト等が増加する場合、③副業の増加等に伴って見かけ上の労働者数が増加する場合などは、いずれも「一人当たり賃金」の押し下げに寄与。



このうち、①同一属性の個人の賃金変動を把握したい

検討ポイント

賃金構造基本統計調査の個人票を利用して、雇用形態や労働時間など労働の品質を固定した賃金指数を試算

(注) 先行事例としては、労働政策研究・研修機構「ラスパイレス賃金指数」などが存在。

まとめ

研究体制

- 研究期間：令和2年6月～3年3月＜予定＞
- アドバイザー：川口大司教授（東京大学大学院経済学研究科政策評価研究教育センター長）
- オブザーバー：厚生労働省、国税庁、人事院
- 研究実施者：業務請負業者＜未定＞

取りまとめ

- ①報告書 統計委員会企画部会に報告するとともに統計委員会ホームページに掲載
- ②参考資料 ユーザー利便性向上の観点から、各府省HPに掲載されている「賃金関連統計の比較」情報を拡充するための資料を作成

本研究の特色

- 3府省の4統計の横断的な比較検証（うち、3統計の調査票情報を活用）
- 国税庁「民間給与実態統計調査」の調査票を利用した初めての分析
- 統計精度の向上に向けた回答率向上、行政記録情報の活用などに資する分析

(参考) 賃金関連統計の概要

種類	基幹統計調査			一般統計調査
統計調査名	毎月勤労統計調査	賃金構造基本統計調査	民間給与実態統計調査	職種別民間給与実態調査
管轄省庁	厚生労働省	厚生労働省	国税庁	人事院
調査対象給与 調査時期	毎月分給与 翌月	6月分給与 7月	前年年収 1月中旬～2月	4月分給与 4月下旬～6月央
公表時期	速：翌々月初 確：翌々月下旬	概要：翌年3月 詳細：翌年6月	概要：9月 詳細：11月	概要：8月 詳細：11月
母集団	5人以上の常用労働者を雇用する事業所	-5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る) 10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所	源泉徴収義務者（民間事業所）に勤務している給与所得者（所得税の納税の有無を問わない。） 従事員1人以上の事業所	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所
	常用労働者	全労働者（常用労働者＋臨時労働者）	給与所得者	常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者（公務と類似する職種に該当する者に限る。）
母集団フレーム	事業所母集団データベース (約133万事業所)	事業所母集団データベース（約133万事業所、約4,000万人）	K S Kシステム 源泉徴収義務者名簿（約350万か所）	独自の母集団名簿(約5.8万事業所、約400万人)
サンプル数	約3.3万か所	約7.8万か所 約165万人	約2.9万か所 約32万人	約1.2万か所 約50万人
抽出率	-事業所：業種別 5～29人： 二段抽出法 (第一段) 全国約7万の調査区を5層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって抽出。 (第二段) 産業別に標本事業所を無作為抽出 30～99人：1/2～1/256 100～499人：1/1～1/144 500人以上：1/1	- 事業所：都道府県、産業、事業所規模別 5～9人：3.0% 10～29人：5.0% 30～99人：9.2% 100～499人：19.9% 500～999人：56.2% 1,000～4,999人：65.1% 5,000～14,999人：90.4% 15,000人以上：100% - 労働者： 100人以上：産業、事業所規模別 100人未満：事業所規模別	- 事業所、給与所得者： 1～9人：1/400, 1/1 10～29人：1/200, 1/2 30～99人：1/60, 1/6 100～499人：1/15, 1/20 500～999人：1/3, 1/100 1,000～4,999人：1/1, 1/200 5,000人以上：1/1, 1/200（上限100人） 本社：1/1, 1/20 給与所得者については、年間給与額2千万円超は全数調査	